

## 令和8年度 全体研修会 開催要項

# カスタマーハラスメント対策研修会

◆趣 旨 令和8年10月より改正労働施策総合推進法が施行され、企業等に対しカスタマーハラスメント防止措置が義務化されます。本研修会は、福祉現場における職員の安全確保と適切な対応能力の向上を図り、義務化に備えた組織体制の構築を目指すことを目的に開催いたします。

◆主 催 島根県老人福祉施設協議会 研修委員会

◆会場・期日 令和8年6月5日（金） 13:00～16:10  
「朱鷺会館 大ホール」 出雲市西新町2丁目2456番地4

◆参加対象者 会員施設・事業所の職員

◆プログラム

12:30	12:50	13:00	14:50	15:00	15:10	16:10
受付	開会	講義	質疑	休憩	行政説明	閉会

◆講 義 カスタマー・ハラスメントを含めたハラスメント対応  
ー利用者や家族からのその行為で、  
サービス契約の解除や解約ができますか?ー

◆講 師 株式会社福祉リスクマネジメント研究所  
一般財団法人烏野財団  
びわこ学院大学 教授 烏野 猛 氏

公益社団法人全国老人福祉施設協議会の介護事故対策委員会委員、高齢介護施設の介護事故等検証委員会委員、災害対策委員会委員など多方面で活躍。

◆行政説明 原子力災害に係る避難計画及び福祉車両による緊急輸送に関する協定等について(仮) 島根県 原子力安全対策課、健康福祉総務課

◆参加費 無料

◆申込み ①参加申し込みは、別紙参加申込書により令和8年5月22日（金）までに事務局へ連絡ください。（FAX可）  
②参加決定通知はお出ししません。

FAX 送信先：0852-32-5979 県老施協事務局宛

令和 8 年度 全体研修会～カスタマーハラスメント対策研修会～  
参加申込書

〆切 5月22日(金)

\*本紙 1 枚で返送ください。

事業所名	
本件担当者	
TEL 番号	

《参加者》

番号	氏名	職名
1		
2		
3		

お問い合わせ・申込み先

島根県老人福祉施設協議会 事務局 藤本・山根

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3

TEL 0852-21-4926 FAX 0852-32-5979